

グループホームさら重要事項説明書

令和 年 月 日現在

1 事業所の名称及び所在地

- (1) 名 称 グループホーム さら
- (2) 所在地 群馬県甘楽郡甘楽町白倉831-58

2 相談並びに苦情受付担当者

苦情受付担当者：原田 和也
電 話：0274-67-5356

3 職員の体制（各ユニット）

職種	職員数
管理者	1
計画作成担当者	1
介護職員	10
看護職員 (非常勤兼務)	1

4 サービスの内容

- (1) 食事（栄養ならびに身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します）
- (2) 排泄（排泄の自立を促すため、ご利用者様の身体能力を最大限活かした援助を行います）
- (3) 入浴（ご利用者様本人の希望に考慮した入浴に努めます）
- (4) 機能訓練（ご利用者様が日常生活を送るのに必要な機能の減退防止のための訓練ならびに心身の活性化を図るサービスを提供します）
- (5) 健康管理（バイタルチェックならびに健康維持のための相談・助言等を行います）
- (6) 理美容サービス（およそ3ヶ月に1回訪問理美容師による理美容サービスを行います）
- (7) レクリエーション（ご本人様の趣味や嗜好に応じたレクリエーションを行います）
- (8) その他（生活のリズムを考え、食事や洗濯、買い物、園芸等を職員と共同で行い家庭的な生活環境の中で生活が送れるよう配慮します）

5 利用料（本人負担）

（１）サービスの利用料（１日あたり）

区分		介護費（円）
区分 Ⅰ	要支援 2	7 6 1
	要介護 1	7 6 5
	要介護 2	8 0 1
	要介護 3	8 2 4
	要介護 4	8 4 1
	要介護 5	8 5 9
	初期加算	3 0
	医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	3 7
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）Ⅰ		注）参照
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		注）参照

注）

※1 入居した日から 30 日間は初期加算として 1 日 30 単位が加算されます。

※2 介護職員処遇改善加算とは、介護職員処遇改善交付金の相当分を介護報酬へ移行するために創設されました。厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所が所定のサービスを提供した場合に加算されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）Ⅰ 所定単位数の 210/1000

※3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）介護福祉士の割合**70%以上**、または勤続**10年以上**の介護福祉士が**25%以上, 22単位**

（２）入居利用料（30日あたり）

家賃について、第 1 週目の入居の場合は満額、第 2 週目は 20,000 円、第 3 週目は 15,000 円、第 4 週目は 10,000 円とし、水道光熱費については日割り計算、食費については事業所でご用意した食事の実数でご請求いたします。

○家賃	25,000 円
○水道光熱費	23,100 円／（1日 770 円）
○食費	34,500 円／（朝：350 円、昼夜：400 円）
○理美容代	2,000 円（パーマや染髪は要相談）
○オムツ代	実 費（0～15,000 円程度）
○その他	利用者の負担が適当と認められた場合は、利用者と協議のうえ徴収。

（３）総額（30日あたり）

要介護2の方の場合

介護サービスの利用料 801円×30日=24030円・・・①

医療連携加算 37円×30日=1110円

サービス提供体制加算 22円×30日=660円

処遇改善加算（Ⅰ）Ⅰ=5418円

加算合計=7188円・・・②

家賃、水道光熱費、食費 25000円+23100円+34500円=82600円・・・③

上記を合計すると①+②+③=11万3818円・・・④

④の金額が毎月最低限必要になる金額になります。

また④に加えて、オムツ代、医療機関を受診した際の医療費、ご本人様が希望された嗜好品などを

合わせて、概ね12万円前後のご請求となります。

（3）支払方法

毎月、15日までに前月のサービスの利用料をご請求いたします。25日に御指定頂きました口座からの引き

落とし、または、請求日より10日以内に現金にてお支払いいただきます。

6 守秘義務

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

7 個人情報保護方針

事業所は、個人情報保護法の趣旨に基づいて、利用者及びそのご家族に関して知り得た情報を、無断で公開等しないことを原則とします。ただし、以下の場合には、例外的に最小限度の開示をすることがあります。

- ① 行政上の手続に必要な場合
- ② 医療機関に於ける医療行為等に必要な場合
- ③ 当ホームのお便りに必要な場合
- ④ その他、介護及び運営に必要やむを得ない場合

8 事故発生時の対応について

事業者は、入居中の利用者に重大な事故が発生した場合、直ちに管理者へ報告するとともに、主治医あるいは協力医療機関へ連絡し、医師の指示に従います。緊急の対応として救急の病院への受診を行います。その際ご家族へ連絡をし、対応いたします。

9 要望および苦情の受付について

提供した介護サービス等に関し、利用者又はそのご家族からの苦情（要望）等は面接、電話、書面などにより苦情相談受付担当者が随時受け付けます。また、職員は常に利用者及びご家族等の苦情（要望）に耳を傾けるように努め、その責任において迅速かつ適正に対応し、その対応策について説明します。

苦情受付担当者 原田 和也 0274 - 67 - 5356

にこにこ甘楽 福祉課介護保険係 0274 - 67 - 5182

群馬県健康保険団体連合会 0272 - 55 - 5077

10 入居中に著しく状態の変化した際重度化した場合の医師や医療関係との連携について

- （１）利用者の体調急変及び身体低下が顕著になった場合には、協力医療機関への通院等により適切な処置を行います。また、訪問診療・訪問看護等の連携も考慮に入れながら、利用者の身体状況 を把握し体調管理を行います。
- （２）利用者が体調の急変などにより、入院を伴う利用処置が必要となった場合には、ご家族に連絡しご意向を伺ったうえで、ご家族の希望する医療機関への入院を調整いたします。
- （３）入院期間中等の家賃についてはいただいております。

11 看取りについて

- （１）看取り介護は、利用者が見慣れたこの場所、見慣れた光景、親しんだ人たちの中で意思を尊重して自分らしい最期の時を迎えられるように、また、ご 家族の思いを最大限に尊重して行います。終末期にある入居者に対して、その身体的・精神的苦痛をできる限り緩和し、死に至るまでの期間、可能な範囲において納得・安心して過ごせますよう心を込めて援助させていただきます。
- （２）利用者が協力医療機関の医師により終末期の状態であると診断され、ご本人またはご家族が看取りの対応を希望した場合に、医師・看護師の協力のもと、できる限りの看取り介護をさせていただきます。
- （３）看取り介護の対応を行う場合に、ご本人並びにご家族が最期の時を迎えるためのより良い準備ができるように、必要な支援をできる限り行います。

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 原田 和也
-------------	-----------

- （２）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- （３）虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 身体拘束について

本事業所は、利用者又はその他の利用者を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動制限はしない。但し、緊急やむを得ず身体的拘束その他、行動制限を行う場合には、身体拘束を行わずに介護する全ての方法の可能性を検討し、ほかに代替手法が存在しないことを複数の職員で確認し、本人と家族に身体拘束の内容・理由・拘束時間・時間帯などを出来る限り詳細に説明を行う。本人、家族と十分な協議を行い、同意を得た上で慎重に実施される。また、緊急やむを得ず行われた場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況などを記録すると共に家族等関係者間において情報を共有する。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介助方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

14 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について第三者の観点から評価を行っています。

【実施した直近の年月日】 令和7年3月19日
【第三者評価機関名】 群馬社会福祉評価機構
【評価結果の開示状況】

15 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

グループホームの利用にあたり、利用者に対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業所：株式会社 彩華舎 グループホーム さら

説明者役職：

氏 名： 印

上記内容の説明を受け、同意し了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名： 印

代理人氏名： 印（続柄 ）